

平成25年

第1回市議会定例会 議案第70号

函館市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
の制定について

函館市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のよ
うに定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 堤防（第3条～第15条）

第3章 床止め（第16条～第19条）

第4章 せき（第20条～第23条）

第5章 水門およびひ門（第24条～第31条）

第6章 橋（第32条～第39条）

第7章 伏せ越し（第40条～第44条）

第8章 雑則（第45条～第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、準用河川（以下「河川」という。）に設置される河川管理施設または法第100条第1項において準用する法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 計画高水流量 過去の主要な洪水およびこれらによる災害の発生の状況ならびに流域および災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水量をいう。

(2) 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水または高潮が河川外に流出することを防止し、流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、および河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断形で、河川管理者が定めたものをいう。

(3) 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

(4) 計画高水位 計画高水流量および計画横断形に基づいて、または流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質および構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、その全部もしくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板もしくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、またはコンクリート構造

もしくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。
(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水流量が1秒間につき200立方メートル未満である場合は、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とし、計画高水流量が1秒間につき200立方メートル以上500立方メートル未満である場合は、計画高水位に0.8メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高(以下「堤内地盤高」という。)が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。
(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。
(盛土による堤防ののり勾配等)

第8条 盛土による堤防(胸壁の部分および護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)ののり勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防ののり面は、芝等によって覆うものとする。
(護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表のり面に護岸を設けるものとする。
(水制)

第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、または水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。
(管理用通路)

第11条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通

路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

（波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置）

第12条 2以上の河川の合流する箇所その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 表のり面に護岸または護岸および波返工を設けること。

(2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 天端および裏のり面をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

(2) 裏のり尻に沿って排水路を設けること。

（背水区間の堤防の高さおよび天端幅の特例）

第13条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間および逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量が1秒間につき200立方メートル未満である場合にあつては0.6メートルを、計画高水流量が1秒間につき200立方メートル以上500立方メートル未満である場合にあつては0.8メートルを加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認め

られる区間にあつては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第14条 その全部または主要な部分がコンクリート、鋼矢板またはこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条および前条第2項の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第7条および前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第15条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流および下流における河岸および堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画横断形に係る堤防（以下「計画堤防」という。）の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第13条および前条を除く。）の規定を準用する。

第3章 床止め

(構造の原則)

第16条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工)

第17条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

(護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸または堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 せき

(構造の原則)

第20条 せきは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 せきは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、ならびにせきに接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第21条 固定せきは、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条および第33条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭さく部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、および河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(護床工等)

第22条 第17条から第19条までの規定は、せきを設ける場合について準用する。

(洪水を分流させるせきに関する特例)

第23条 第21条の規定は、洪水を分流させるせきについては、適用しない。

第5章 水門およびひ門

(構造の原則)

第24条 水門およびひ門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門およびひ門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、

付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、ならびに水門またはひ門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第25条 水門およびひ門（ゲートおよび管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造またはこれに準ずる構造とするものとする。

2 ひ門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第26条 河川を横断して設ける水門およびひ門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門およびひ門について準用する。

(河川を横断して設ける水門)

第27条 第21条の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第21条中「固定せき」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲートおよび門柱以外の部分」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設けるひ門で2門以上のゲートを有するものの内のり幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内のり幅が内のり高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第28条 水門およびひ門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門およびひ門のゲートは、鋼構造またはこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門およびひ門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第29条 水門のカーテンウォールの上端の高さまたはカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続

する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、または計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

（管理施設等）

第30条 水門およびひ門には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

（護床工等）

第31条 第17条および第18条の規定は、水門またはひ門を設ける場合について準用する。

第6章 橋

（河川区域内に設ける橋台の構造の原則）

第32条 河川区域内に設ける橋台および橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台および橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、ならびに橋台および橋脚に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（橋台）

第33条 河岸または川幅が50メートル以上の河川に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭さく部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表のり肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な

措置を講ずるときは、この限りでない。

- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。
(橋脚)

第34条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）

その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長いだ円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、または洪水が流下する方向が一定でない箇所

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、河床の表面から深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、または河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ河床の表面より下の部分に設けることができる。

(径間長)

第35条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸または堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸または堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間狭さく部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合

を除き、次の式によって得られる値（その値が50メートルを超える場合においては、50メートル）以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この項および第3項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値（30メートル未満となる場合は、30メートル）以上とすることができる。

$$L = 20 + 0.005Q$$

この式において、LおよびQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 径間長（単位 メートル）

Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）

2 次の各号のいずれかに該当する橋（規則で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

(1) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル未満の河川に設ける橋 12.5メートル

(2) 計画高水流量が1秒間につき500立方メートル未満で川幅が30メートル以上の河川に設ける橋 15メートル

3 基準径間長が25メートルを超えることとなる場合においては、第1項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を25メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。

（桁下高等）

第36条 橋の桁下高は、計画高水流量が1秒間につき200立方メートル未満である場合にあっては計画高水位に0.6メートルを、計画高水流量が1秒間につき200立方メートル以上500立方メートル未満である場合にあっては計画高水位に0.8メートルを加えた値以上

とするものとする。

- 2 橋面（路面その他規則で定める橋の部分をいう。）の高さは、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、または計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第37条 第17条および第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸または堤防を保護するため必要があるときは、河岸または堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第38条 橋（取付部を含む。）は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第39条 第33条第1項から第3項までおよび第34条から第36条までの規定は、遊水地その他これらに類するものの区域（規則で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋および治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

- 2 この章（第36条および前条を除く。）の規定は、せきまたは水門と効用を兼ねる橋およびひ門に附属して設けられる橋については、適用しない。

第7章 伏せ越し

（適用の範囲）

第40条 この章の規定は、用水施設または排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第41条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、ならびに付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第42条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第25条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第43条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端またはこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

3 第30条第1項の規定は、伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第44条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）においては河床の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、または河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ河床の表面または堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第8章 雑則

(適用除外)

第45条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設または許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第7章までの規定によるものと同様以上の効力があると認めるもの（計画高水流量等の決定または変更があった場合の適用の特例）

第46条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第100条第1項において準用する法第26条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形または計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定または変更によってこの条例の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定または変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定または変更の後である改築（災害復旧または応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（小河川の特例）

第47条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、規則で定めるところにより、この条例の規定によらないものとすることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 昭和51年10月1日前から引き続き存する河川管理施設等または同日の到来の時点において工事中の河川管理施設等（当該時点において既に法第100条第1項において準用する法第26条の許可を

受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。)がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあっては、法第100条第1項において準用する法第26条の許可）が同日以後である改築（災害復旧または応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による河川法の一部改正に伴い、準用河川に設置される河川管理施設および工作物のうち主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるため

函館市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
施行規則大綱

- 1 堤防の管理用通路について
- 2 床止めの設置に伴い必要となる護岸について
- 3 床止めの設置に伴い必要となる魚道について
- 4 せきの設置に伴い必要となる護岸等について
- 5 管理用通路としての効用を兼ねる水門の構造について
- 6 水門またはひ門の設置に伴い必要となる護岸について
- 7 主要な公共施設に係る橋について
- 8 橋面について
- 9 橋の設置に伴い必要となる護岸について
- 10 管理用通路の保全のための橋の構造について
- 11 適用除外の対象とならない区域について
- 12 治水上の影響が著しく小さい橋について
- 13 小河川の特例について